

上天草市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 令和6年度の取り組み

(1) 財政的支援

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された戸建木造住宅の耐震診断を行う住宅所有者等に対して補助を行う。

また、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された戸建て木造住宅において、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行う住宅所有者等に対して補助を行う。

(2) 耐震化を促進する普及啓発等

①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

上天草市内の補助対象となり得る住宅所有者宛てにダイレクトメールを送付。
市内在住者向けのイベント等でのパネル展示。

②耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断結果報告時にリーフレットを配布。

③耐震改修事業者の技術力向上等

県や関係機関と連携し、耐震改修に関する技術講習会を年1回開催。

④一般への周知普及

市広報により補助事業の周知を実施。
庁舎内において補助事業の内容を掲示。

(3) 耐震化支援の目標

補助対象	事業内容	目標
戸建て木造住宅	耐震診断	5件
	耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業	1件
	建替設計及び建替工事一括事業	1件
	耐震シェルター工事	1件

2 前年度（令和5年度）実績・自己評価

（1）実績

補助対象	事業内容	実績
戸建て木造住宅	耐震診断	0件
	耐震改修設計	0件
	耐震改修工事	0件
	建替工事	0件
	耐震シェルター工事	0件

（2）普及啓発等

市広報、対象者へダイレクトメールの送付及び庁舎内に事業のポスター掲示を行い、補助事業の周知を実施。

（3）自己評価

【課題】

広報誌及びダイレクトメールにて周知活動を行ったが、年間の相談件数は8件となり、前年度より相談件数は減少した。

また、相談のみで事業の実施まで至らないケースが多かったため、継続的な耐震化の必要性と啓発活動を図る必要がある。

【改善策】

耐震診断を実施した住宅の所有者に、改修及び建替えの事業の案内を行い、耐震化率の向上を図る。

また、市広報での周知、補助対象住宅所有者へのダイレクトメール送付及び周知ポスター掲出等により、引き続き周知を図る。

診断実施済の対象者へ、個別案内や意向調査等も行い、工事の実施を促す活動も行う。